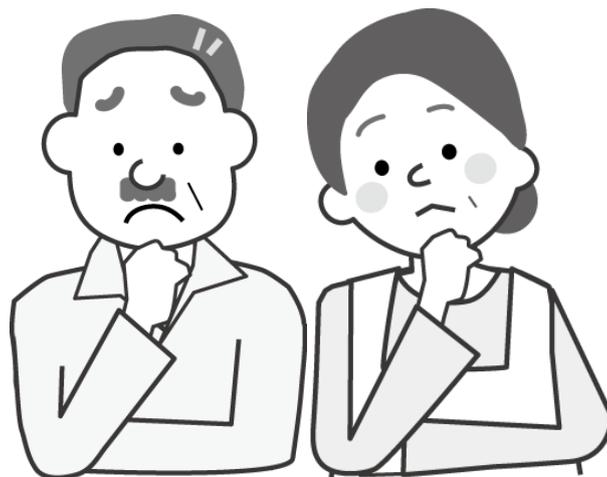
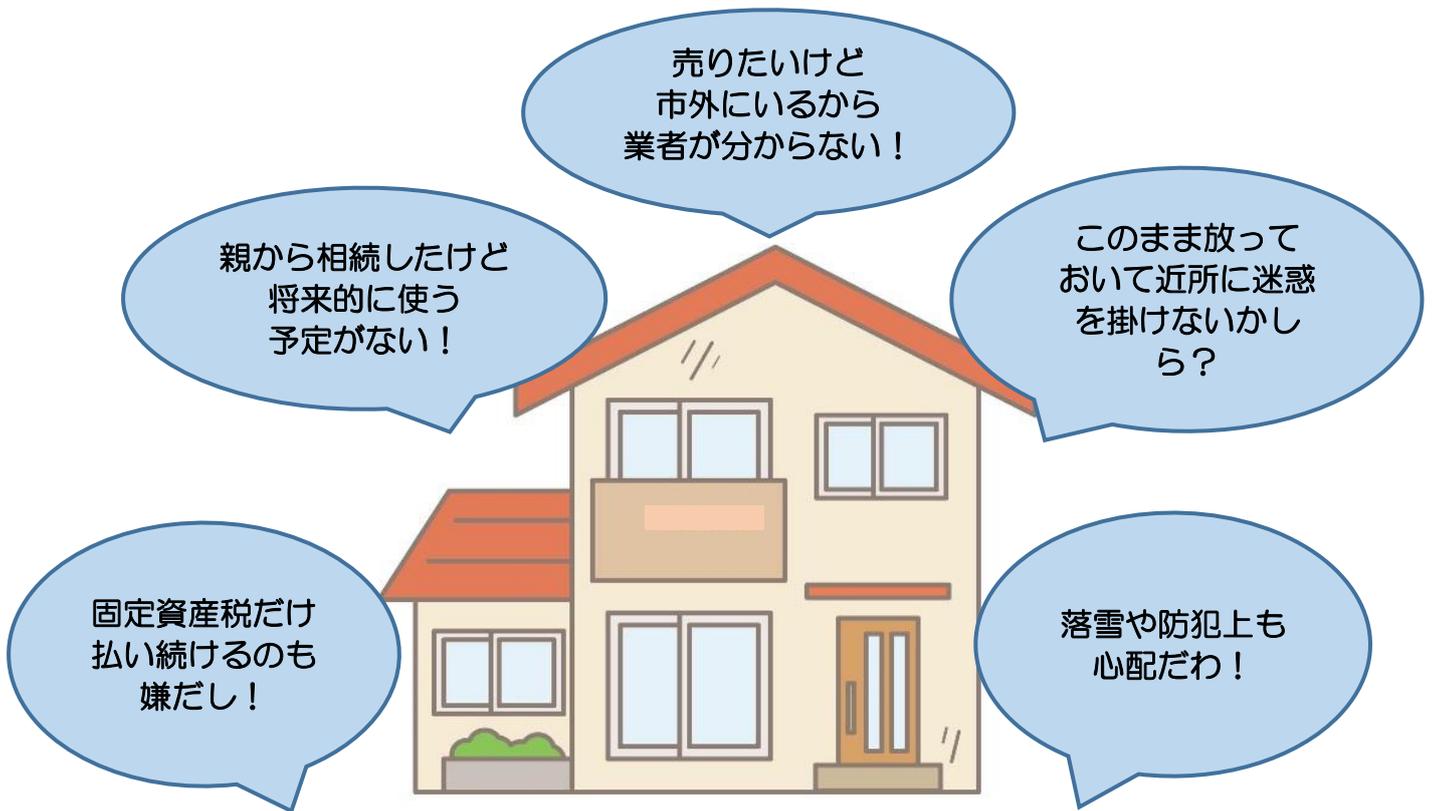


小樽市空き家利活用推進事業の御案内

（詳細は裏面参照）

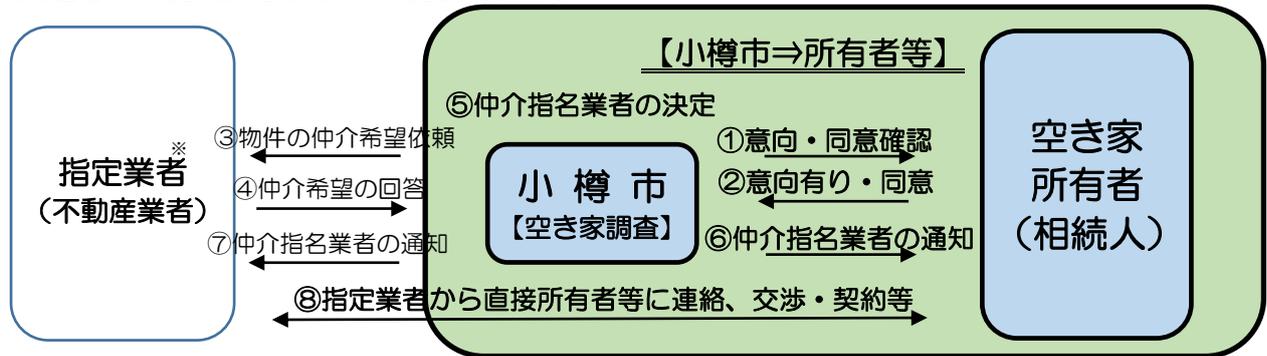


空き家をどうしようかと困っていませんか？

空き家の利活用（売買・賃貸等）を考えてみませんか？

■空き家利活用推進事業とは、市内にある良好な空き家の流通の促進を図るため、市が空き家の所有者（相続人）に対し、売買や賃貸等の意向があるかどうかを確認し、所有者等にその意思があり、指定業者（不動産業者）への情報提供に同意いただけた場合には、空き家に関する情報を指定業者へ伝え、所有者等と指定業者が直接、交渉や契約を行う事業です。

■空き家に関する情報の外部提供の流れ



- ① 売買や賃貸等の意向を確認し、空き家に関する情報を指定業者へ提供することについての意向を確認します。
- ② 同意いただける場合は別紙「空き家に関する情報提供同意書」を市へ提出してください。
- ⑥ 物件の仲介指名業者（仲介を希望した指定業者のうち市が指名した業者）を通知します。（最大3社）
- ⑧ ⑥で通知した仲介指名業者から所有者等へ連絡が入りますので、交渉、契約に向けて協議を行ってください。

※指定業者とは、本事業に賛同し、個人情報の保持に関して市長と「本事業の運用に関する確認書」を取り交わした不動産業者です。（全19社）

■対象要件

- ・小樽市内に存する空き家（一戸建て住宅に限る。）であり、現在専任、専属専任媒介契約（一般媒介契約は除く。）中のものではないこと。
- ・所有者等が複数いる場合は、その全員の同意が得られるものであること。

■留意事項

- ・所有者等の同意があった場合でも、必ず売買・賃貸ができるとは限りません。御希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・土地と建物所有者が異なるときは、別添「土地所有者の承諾書」（様式第2号）が必要になります。
- ・現在、他の仲介業者と一般媒介契約を締結中の物件は、契約書の写しを提出願います。
- ・媒介契約を締結した物件の買い手がみつかれば売買契約が成立した場合は、不動産業者への仲介手数料が必要となります。
- ・指定業者から連絡を受け交渉開始となりますが、どの指定業者と契約を結ぶのか又はいずれの指定業者とも契約を結ばないのかは、協議の中で条件等について確認した上でお考えください。（契約上のトラブルについては、市では一切の責任を負いかねます。）
- ・この事業で成約できなかった場合は、空き家バンク（市のホームページで情報を公開し、利用希望者を募る制度）への登録も可能です。登録を希望する場合は、下記担当まで御連絡をお願いいたします。

■問い合わせ・申請先

担当：小樽市建設部建築指導課空き家対策担当

所在地：〒047-8660 小樽市花園2-12-1 電話：0134-32-4111（内線430）